

# 今後のスケジュール

平成27年10月から年内にかけて

## お手元にマイナンバーを通知します。

住民票の住所に、転送不要の簡易書留で世帯ごとに「通知カード」が届きます。

住民票の住所と異なるところにお住まいの方は、お住まいの市町村へ住民票の異動をお願いします。

また、DVなどやむをえない事情で住民票を移すことができない、また移していない方は、現在の住民登録地にご相談ください。

平成28年1月から

## マイナンバーの利用開始

社会保障、税、災害対策の行政手続きでマイナンバーが必要になります。申請者への個人番号カード交付も始まります。

平成29年1月から

## 個人ごとのポータルサイトの運用開始

マイナンバーを含む自分の情報をいつ、誰が、何の目的で提供したのかインターネットで確認できます。

# 通知カードと個人番号カード

### ○通知カード・・・マイナンバーが記載されたカード

「通知カード」は「紙製」で、氏名、住所、生年月日、性別（基本4情報）、マイナンバーが記載されています。

「通知カード」には顔写真はありません。

※外国籍でも住民票のある人は通知が届きます。

### ○個人番号カード・・・マイナンバーが通知された後に申請すると、交付を受けることができるカード

「個人番号カード」は、「プラスチック製」でマイナンバーに加えて本人の顔写真が入り、身分証明書として使用できるほか、ICチップが搭載されています。

※e-Tax等の電子申請等が行える電子証明が標準搭載されています。

※すでにお持ちの住基カードは有効期限までは利用できます。ただし、個人番号カードの交付を受けるときには、重複所持はできないため、返却が必要です。

※「個人番号カード」の有効期限は、20歳以上の人は10年、20歳未満の人は容姿の変化を考慮し、5年とされる予定です。

■「通知カード」が届いてから「個人番号カード」の申請・受取までの手続きについては、広報10月号でくわしくお知らせします。

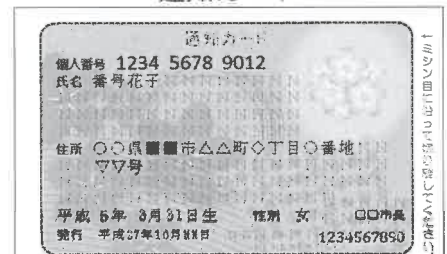
### ■番号制度に関する問い合わせは

社会保障・税番号制度に関するコールセンター

【営業時間】平日9時30分～17時30分（土日祝日・年末年始を除く）

【日本語窓口】0570-20-0178 【外国語（英語）対応】0570-20-0291

通知カード



個人番号カード

